

第 1 4 2 回山形市都市計画審議会 参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 都市計画審議会審議事項参考資料

◇ (議第 1 号)

- ・都市計画道路について…………… 1
- ・具体的理由書…………… 2
- ・山形広域都市計画図…………… 3
- ・公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え…………… 1 2

◇ (議第 2 号)

- ・都市計画緑地について…………… 1 9
- ・具体的理由書…………… 2 0

◇ (議第 3 号)

- ・都市計画公園について…………… 2 1
- ・具体的理由書…………… 2 2

2 山形市都市計画審議会条例他

- ◇ 条例…………… 2 3
- ◇ 審議会要綱…………… 2 5
- ◇ 幹事会要綱…………… 2 8
- ◇ 委員名簿…………… 3 0
- ◇ 幹事名簿…………… 3 1

都市計画道路について

1 都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

2 都市計画道路の役割

- ①交通機能 道路としての機能、沿道利用のための機能、駐車スペースとしての機能など
- ②空間機能 通風や採光等都市環境機能、都市防災機能、施設の導入空間
- ③市街地形成機能 街区の構成、市街地の誘導、生活空間の形成

3 都市計画道路の種別

※都市計画運用指針による分類

種 別	内 容	路線数
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路。	1
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。	60
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路。	7
特殊街路	ア 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。 イ 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路。 ウ 主として路面電車の交通の用に供する道路。	—

4 都市計画道路の現状

令和6年3月31日現在

区分	計画延長 (km)	改良済		概成済	
		延長(km)	整備率(%)	延長(km)	整備率(%)
A区域	116.62	96.01	82.3	11.42	9.8
B区域	25.37	23.78	93.7	0.75	3.0
C区域	90.03	44.49	49.4	5.08	5.6
計	232.02	164.28	70.8	17.25	7.4

※A区域：DID区域(R2) B区域：市街化区域～DID区域 C区域：市街化調整区域

※概成済：都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道であり、概ね計画幅員の2/3以上、または4車線以上の幅員を要する道路のこと。

<参考> 都市計画道路の種別と名称の取り扱い

名 称：名称は番号及び路線名とする。 「番号の付し方」 区分・規模・一連番号

区 分：1 自動車専用道路 3 幹線街路 7 区画街路
8 特殊街路アに相当する歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者専用道
9 特殊街路イに相当する都市モノレール専用道等
10 特殊街路ウに相当する路面電车道

規 模：幅員により次のとおりとする。

- 1 幅員40m以上のもの 2 幅員30m以上40m未満のもの
- 3 幅員22m以上30m未満のもの 4 幅員16m以上22m未満のもの
- 5 幅員12m以上16m未満のもの 6 幅員8m以上12m未満のもの
- 7 幅員8m未満のもの

一連番号：当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。

具 体 的 理 由 書

変更路線毎の具体的な理由については、次のとおりである。

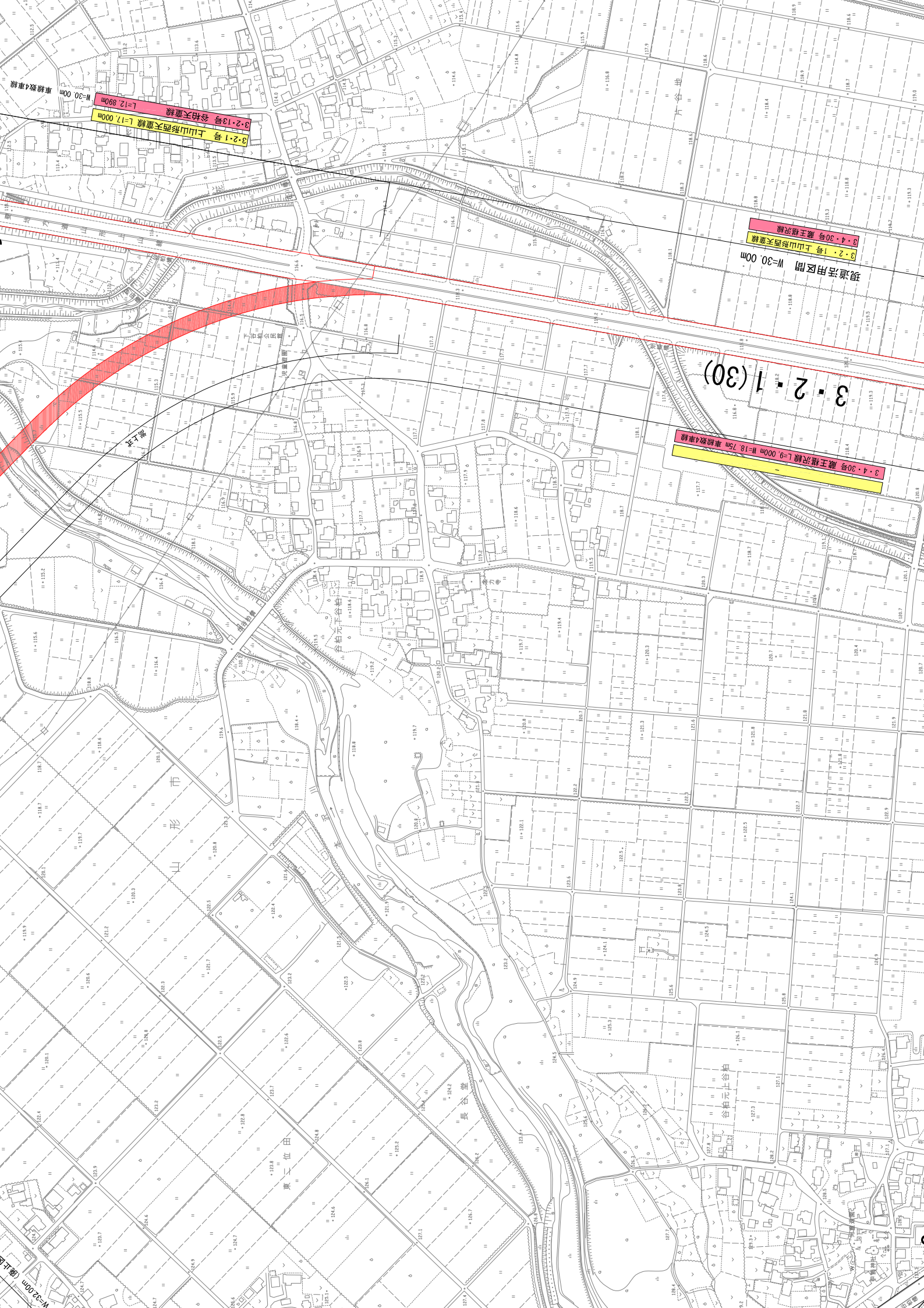
変更路線		変 更 理 由
番号	路線名	
3・4・30	蔵王樺沢線 蔵 王 樺 沢 線	当該路線は、地域振興に向けた拠点形成や県内都市間の交流連携等による地域経済の発展とまちづくりへの支援や、連携する都市間の観光や産業等の地域振興の促進に大きく寄与する道路である。 山形市内の環状道路を構成する南北軸は中心市街地を通過することから物流や観光、通勤・通学等の生活交通が混在し、通過・発着・内々交通が集中することで交通容量の不足が生じ交通混雑が発生している。特に朝夕の渋滞が慢性化しており、幹線道路としての機能が損なわれ地域の経済活動や救急医療搬送、交通事故の多発など日常生活に支障をきたしている。 以上より、当該路線を道路ネットワークに加え道路網としての選択肢が増えることで交通分担が図られ、山形市街地部の慢性的な交通混雑や交通事故等の課題解消が見込まれるとともに、都市計画道路3・4・29樺沢山辺中山線と連結することで県内都市間の地域連携を強化し、地域経済活動を支援する必要不可欠な道路として都市計画決定を行うものである。
3・4・29	樺沢山辺中山線 く ぬ ぎ ざ わ ま の べ な か や ま せん	本路線は、3・4・30号蔵王樺沢線の決定により、起点位置を3・4・30号蔵王樺沢線と直交する位置に変更し、道路線形及び延長の変更を行うものである。
3・2・1	上山松原線 か みの や ま づ げ ら せん	3・4・30号蔵王樺沢線の決定に伴い、3・2・1号上山山形西天童線を南北に分割し、南側の本路線について、終点を山形市松原へ変更し、名称を上山松原線とし、道路延長の変更を行うものである。
3・2・2	東山形中屋敷線 ひ が し や ま が た な か や し き せん	本路線は、3・2・2号東山形長谷堂線の終点を山形市中屋敷へ変更し、名称を東山形中屋敷線とし、道路延長の変更を行うものである。
3・2・13	谷柏天童線 や が し れ て ん だ う せん	3・4・30号蔵王樺沢線の決定に伴い、3・2・1号上山山形西天童線を南北に分割し、北側の本路線について、起点を山形市谷柏へ変更し、名称を谷柏天童線とし、道路延長の変更を行うものである。



3・3・1(23.5)

3・1・202 蔵王 302
跡地経緯線 01.04.000 0.1 跡地経緯線 01.04.000





3.2-1号 上山形西天童線 L=17,000m
3.2-13号 谷柏天童線 L=12,890m
W=30.00m 車線数4車線

3.2-1号 上山形西天童線
3.4-30号 蔵王権沢線
現道活用区間 W=30.00m

3.4-30号 蔵王権沢線 L=9,000m W=18.75m 車線数4車線

3.2-1(30)

上山形

谷柏元下合

谷柏元上合

東二位田

長谷堂

W=30.00m 車線数4車線



3.2.2 (23.5)

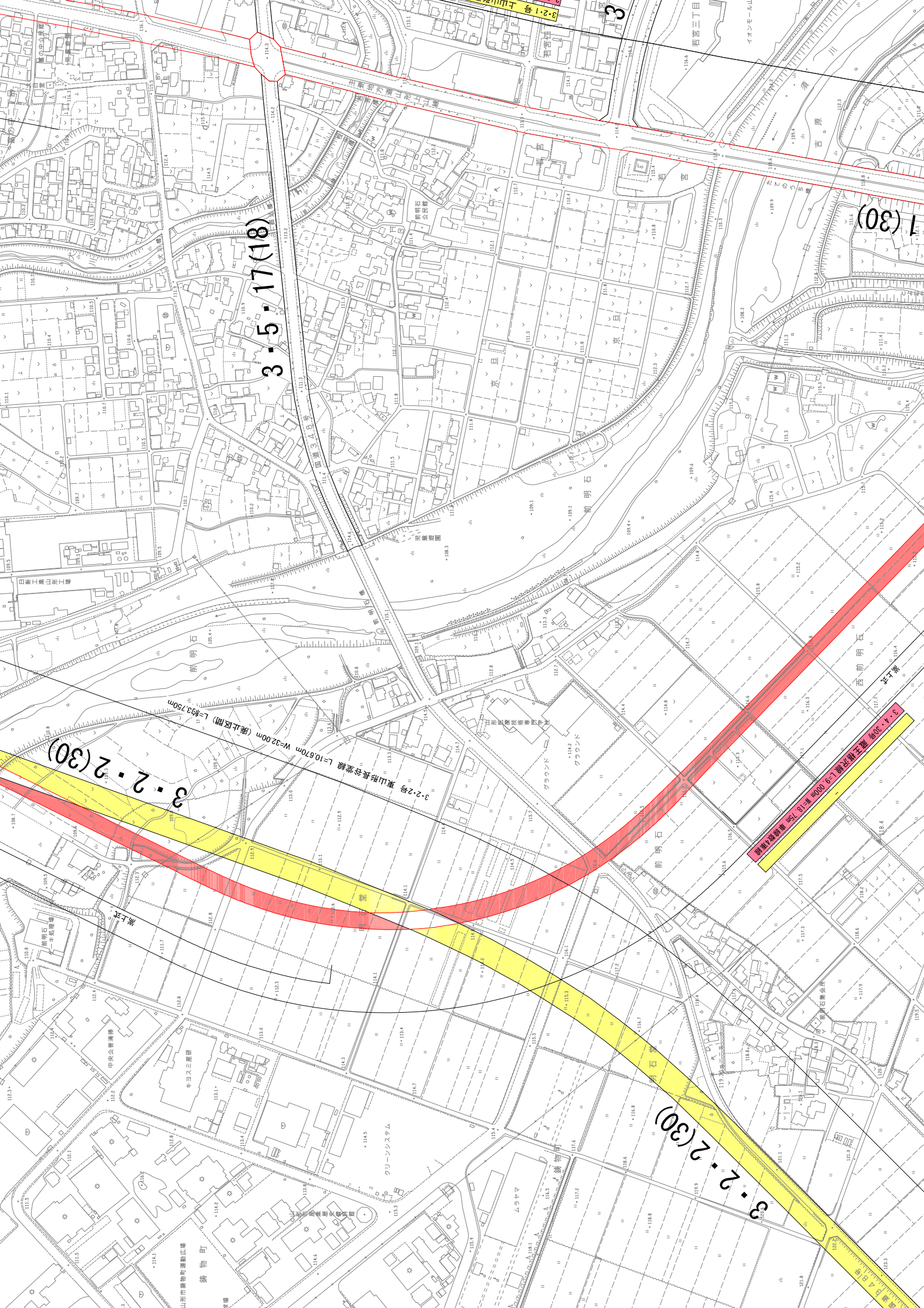
1.3.1 (23.5)

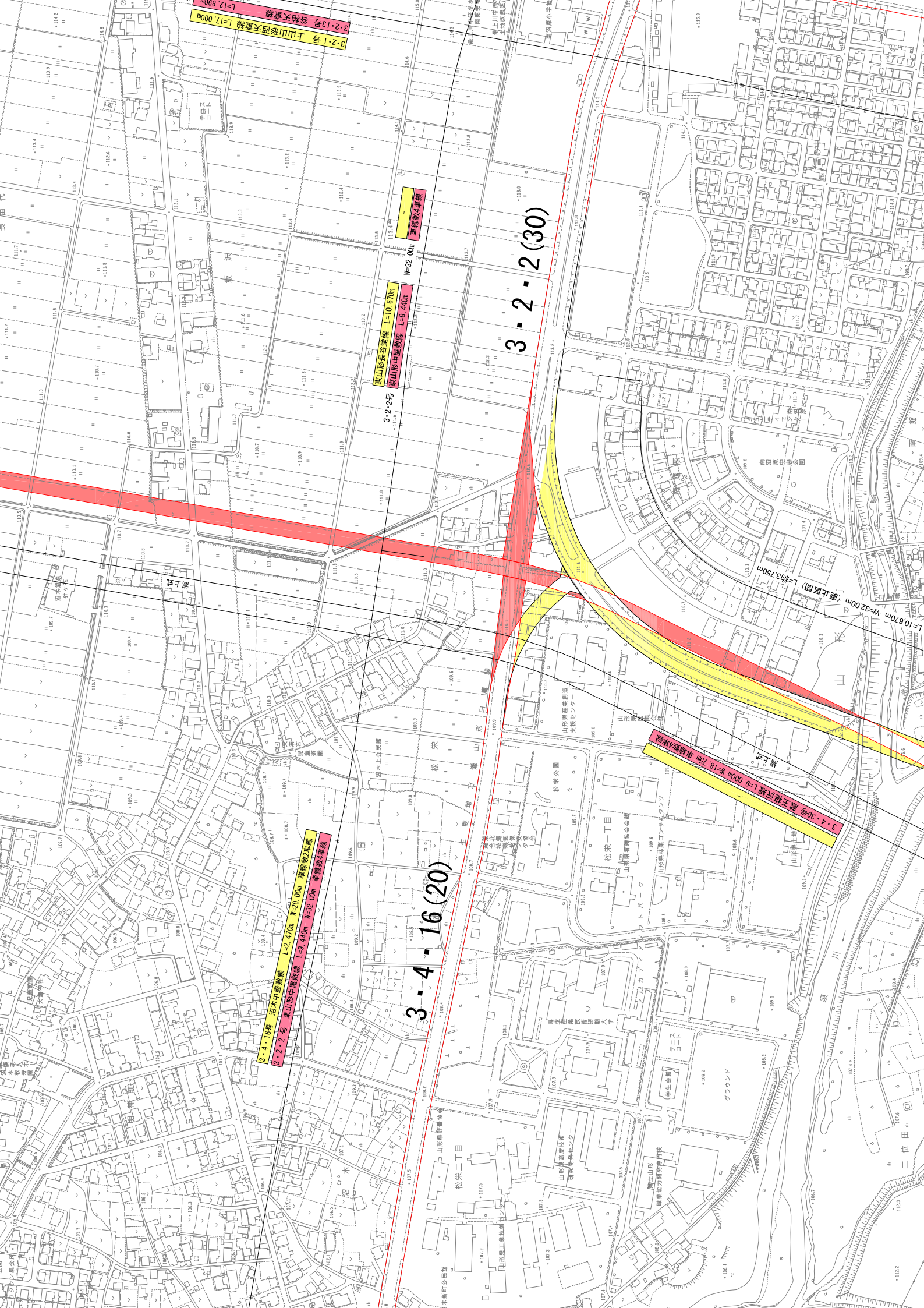
3.2.2号 東山形長谷部線 橋上区間 L=493.150m
山形県庁舎前 N=32.00m N=10.610m

山形市

二丘田

長台

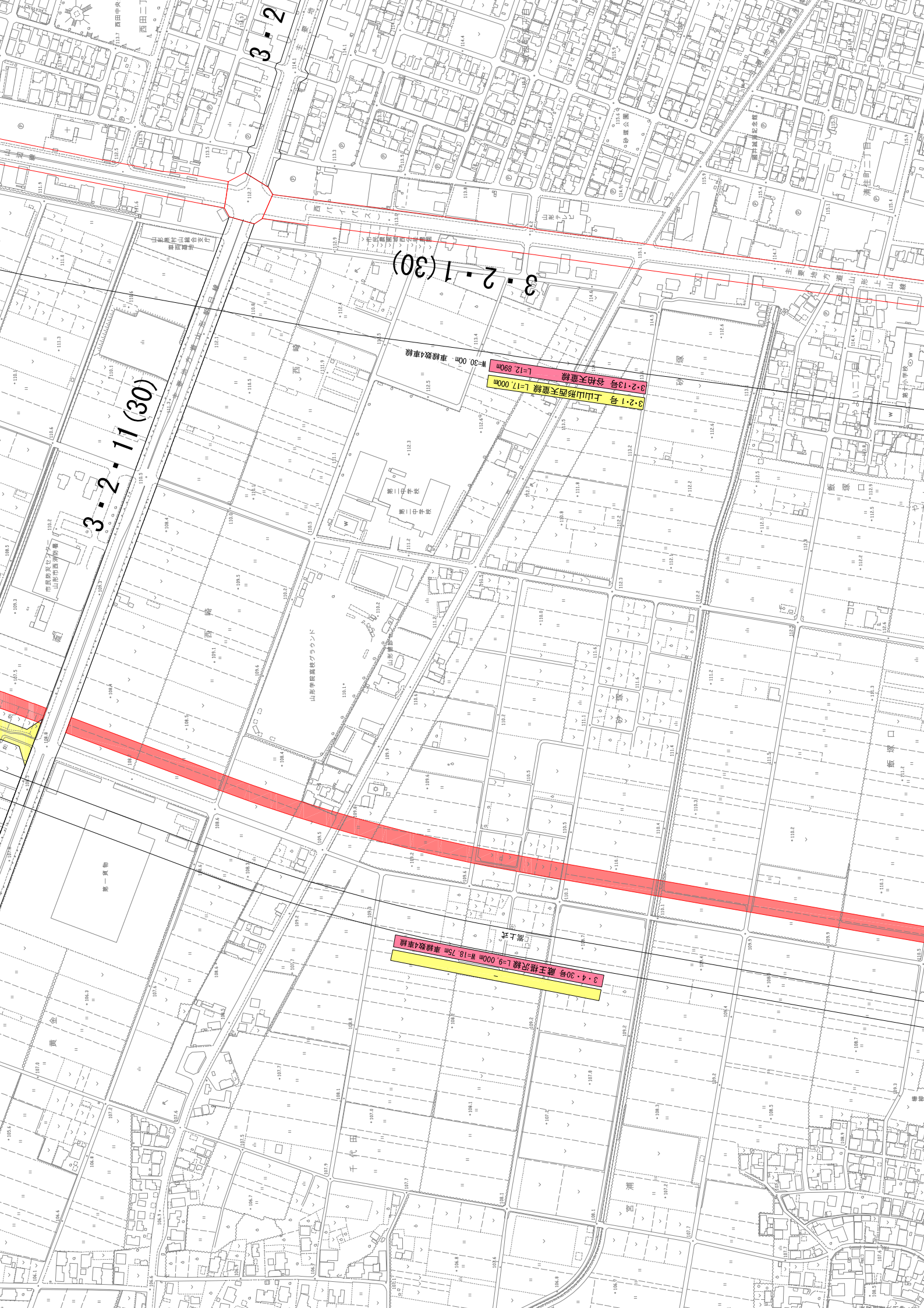




3・4・25(20)

3・4・30号 蔵王権次線 L=9,000m W=18.75m 車線数4車線
地上式







山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人A (山形市)	① 蔵王榎沢線を全線地表式とし、両側に自転車・歩行者道（5～5.5m）を設けて、幅員30～32mとすることが良い。 【理由】 山形南道路の理念は、「交通分担」と「地域振興」であるが、地域が分断され、乗り降りもできず、地域社会の維持・活性化、まちづくりの観点より誠に不適當である。また、現国道112号の蔵王飯田～下条・金井の間は、西村山、庄内に向かう通過交通機能に加え、山形市内における生活道路の側面も大きく、その代替道路としての本道は生活者利用及び近距離移動利用の観点も必要であり、通勤、通学、レジャー等の自転車や歩行者が安全に交通できる、車道と分離した、十分な幅員の自転車歩行者道路を整備すべきである。	国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、 ・バイパス整備による交通容量の確保 ・交通の転換による現道交通の円滑化 ・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担 ・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保 などを目的に整備される道路です。 そのため蔵王榎沢線¹においては、高上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。 歩道、自転車道については、周辺土地利用や歩行者の利用状況を考慮すると、蔵王榎沢線の新設区間は歩道を設置せず、現道活用区間については既存道路の自転車・歩行者道を利用していただく考えとしております。また、高上式にして既存道路を交差させることで、歩行者・自転車の利用が維持されることになります。 一方で、地表式とした場合、今まで使用できた生活道路や農道などの機能が寸断され、前後の計画する交差点まで迂回が生じ、迂回に伴う通勤、通学、農作業などに不便をかけることとなるため、新設区間については高上式とし、横断ボックスを設置するなど、横断機能が確保されるように検討しています。 具体的な道路の構造については、事業予定者が事業実施段階において検討し、関係機関との調整を踏まえた上で、地域住民へ丁寧に説明を行い、御理解を得ながら進めてまいります。

1 蔵王榎沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王榎沢線の略で、国道112号山形南道路のこと。

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人 A (山形市)	② 上山山形西天童線は、分断せず、現道活用区間（1660m 部分）は都市計画道路 2 線の併用・重複区間とすることが良い。 【理由】 現道活用区間は山形南道路として活用されても、現上山山形西天童線の機能を失うものではない。従って、この区間は、両道の機能を併せ持つものとして、両都市計画道路の併用とすべきである。	都市計画道路とは、都市計画において定められる都市施設の一つであり、都市計画法の規定により、名称、位置及び区域などを定めることとされており、都市計画道路として定める土地の区域は、当該都市計画道路のための用に供される区域となることから、他の都市計画道路の区域と重複して決定しない運用としております（立体構造の施設を除く。）。 なお、今回の変更により現在の上山山形西天童線²の機能が失われるということではございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。
	③ 東山形長谷堂線について、廃止することは適当で無い。 【理由】 山形南道路が東山形長谷堂線の機能を合わせ果たすとは考えられない。また、統合するとする沼木中屋敷線と東山形長谷堂線は、終点も違い、目的と理念も異なる道路と思われ、統合は不适当である。	東山形長谷堂線³の松栄から終点までの区間については、現状の機能と将来交通量、社会情勢の変化などを勘案し、今回の都市計画の変更に伴せて、都市計画を廃止するとしたところです。 また、東山形長谷堂線の南館交差点から松栄までの区間と沼木中屋敷線⁴は、現況が一路線の県道（山形白鷹線）であることから、東山形中屋敷線として一つの都市計画道路に整理したところです。
		以上のことにより、本都市計画原案を都市計画面として公告縦覧を行ってまいります。

2 上山山形西天童線：都市計画道路 3・2・1 号 上山山形西天童線 の略で、県道山形上山線の一部区間のこと。

3 東山形長谷堂線 ：都市計画道路 3・2・2 号 東山形長谷堂線 の略で、国道 348 号及び県道山形白鷹線の一部区間のこと。

4 沼木中屋敷線 ：都市計画道路 3・4・16 号 沼木中屋敷線 の略で、県道山形白鷹線の一部区間のこと。

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人B (山形市)	3・4・30号蔵王榎沢線(国道112号山形南道路)の都市計画道路の変更決定に当たって、地域の事情を酌んだ付帯意見を入れて決定して欲しい。 【理由】 国道112号山形南道路の計画については、飯塚町民としては盛り土構造になるとは想定しておらず、道路地盤が隣接地盤と同程度の高さの地表方式によって施工されるものと思っております。8月25日及び26日の住民説明会において、高上式による道路となると聞き及び地元住民は驚いているところです。 既に、飯塚町内は東北中央道により2分割されており、さらに、国道112号南道路により分割されることは耐え難く、町内会の総意として承服できるものではありません。景観的にも配慮した高上式以外の地表方式などによる施工をお願いしたい。 また、国道112号南道路が地表式で施工推進されれば、榎沢・飯塚町内を含む山形西部地域の発展が見込まれます。 歴史的に、道路があって町が発展してききました。ぜひ、町の発展に寄与する道路づくりをお願いするものです。	国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、 ・バイパス整備による交通容量の確保 ・交通の転換による現道交通の円滑化 ・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担 ・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保 などを目的に整備される道路です。 そのため蔵王榎沢線¹においては、高上式とすることで沿道入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。 一方で、地表式とした場合、今まで使用できた生活道や農道などの機能が寸断され、前後の計画する交差点まで迂回が生じ、迂回に伴う通勤、通学、農作業などに不便をかけることとなるため、新設区間については高上式とし、横断ボックスを設置するなど、横断機能が確保されるように検討しています。 具体的な道路の構造については、事業予定者が事業実施段階において検討し、関係機関との調整を踏まえうえで、地域住民へ丁寧に説明を行い、御理解を得ながら進めてまいります。 また、都市計画決定にあたり、付帯意見を付すかどうかも含めて、都市計画審議会において審議されることとなります。頂いた御意見については、今後、山形県都市計画審議会に説明してまいります。 以上のことにより、本都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行ってまいります。

1 蔵王榎沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王榎沢線 の略で、国道112号山形南道路のこと。

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人C (山形市)	新たに建設される「3・4・30号蔵王榎沢線」と新たな「3・2・13号谷柏天童線」が交差する下谷柏公民館付近の交差点について、現在の下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線と前記両道路との乗り降りが円滑にできるような構造としなければならない。 【理由】 現在、上記交差点は、「3・2・1号上山山形西天童線」（通称西回りバイパス）と下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線が交通信号による平面交差になっていて、信号表示に従って自由に乗り降りできている。 しかし、今回発表になった「山形広域都市計画道路の変更の案」によると、現在の交差点に新たに「3・4・30号蔵王榎沢線」が加わり、さらに、本案の大きな目的である交通の円滑化と渋滞の緩和の観点から交通信号機が廃止されるものと想定される。そうなれば、下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線と「3・4・30号蔵王榎沢線」・「3・2・13号谷柏天童線」との乗り降りはできなくなってしまう。	国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、 ・バイパス整備による交通容量の確保 ・交通の転換による現道交通の円滑化 ・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担 ・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保 などを目的に整備される道路です。 そのため蔵王榎沢線¹においては、嵩上式とすることで沿道入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。 現在の上山山形西天童線²と市道台谷柏中谷柏線の平面交差点付近に、新しく蔵王榎沢線と谷柏天童線³の交差点を計画していることから、下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線、と上山山形西天童線との乗り降りの機能と、花川、本沢川の洪水浸水想定区域の影響も考慮した構造を、事業予定者が事業実施段階において検討し、関係機関との調整を踏まえうえで、地域住民へ丁寧に説明を行い、御理解を得ながら進めてまいります。 以上のことにより、本都市計画原案を都市計画面として公告縦覧を行ってまいります。

1 蔵王榎沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王榎沢線 の略で、国道112号山形南道路のこと。

2 上山山形西天童線：都市計画道路 3・2・1号 上山山形西天童線 の略で、県道山形上山線の一部区間のこと。

3 谷柏天童線：都市計画道路 3・2・13号 谷柏天童線の略で、県道山形上山線の一部区間のこと。

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人C (山形市)	現在、この交差点は、車が最大の移動手段である下谷柏地区と台谷柏地区住民の重要な生活道路であり、現在より不便になることは、自治会としても認められない。また、朝晩を中心に「地区外から」と「地区外へ」とこの交差点を利用する車も多い。 そのため、「交差点の立体化」「本流の道路へのアプローチのための側道」「本流から分かれるための側道」などの建設も含めて、下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線と「3・4・30号蔵王榎沢線」・「3・2・13号谷柏天童線」との乗り降りが円滑にできるような構造とすべきである。(しかし、この交差点付近の浸水ハザードマップを考慮すると、「アンダーパス化」は避けるべきと思われる。)	

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人D （山形市）	羽州街道や（仮称）南山形防災3号線道路（令和13年新設）といった道路の上を通る予定とのことだが、特に（仮称）南山形防災3号線道路は測量が始まった段階なので、十分に山形市と連携の上計画を進めていただきたい。 【理由】 羽州街道は路線バスやトラック、除雪車両の通る道である。（仮称）南山形防災3号線道路（令和13年新設）も除雪車両が通るはずである。高上式道路の敷設にあたっては、高架の高さ、橋脚の間隔に関して、既存道路（別途新設の道路を含む）の機能を損なわないような計画をお願いしたいと思ったため。	国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、 ・バイパス整備による交通容量の確保 ・交通の転換による現道交通の円滑化 ・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担 ・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保 などを目的に整備される道路です。 そのため蔵王榎沢線¹においては、高上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。 高上式道路である蔵王榎沢線と交差する既存道路（別途新設の道路を含む）については、事業予定者が事業実施段階において、道路管理者等と連携し、関係機関との調整を踏まえうえで、地域住民へ丁寧の説明を行い、御理解を得ながら計画を進めてまいります。 以上のことにより、本都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行ってまいります。

1 蔵王榎沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王榎沢線の略で、国道112号山形南道路のこと。

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人E (山形市)	3・4・30 蔵王榎沢線の松原地内の計画路線（案）の変更要望 【理由】 松原地内で、 西－市道「松原蔵王みはらしの丘線」 東－市道「松原睦合橋線」 南北－市道「南館黒沢線」 の交差点の上を、当該計画路線が交差するよう計画されています。 計画路線の示される前に、「松原睦合線」北側に、南館黒沢線に近い方に6家屋（令和4年末～5年10月入居）、その東側に11家屋（令和4年5月～5年12月10日家屋入居）が新築しました。 当該路線の北側となり、日照、騒音、振動障害が発生するものと思われます。また、家屋移転が必要な家屋もあると思われます。 市道交差点を交差するため、相当高い道路面になり、買収用地幅が広くなり、影響を受ける家屋数が多くなると思われます。家屋移転数等の最小限になるように計画路線の再考を要望します。	国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、 ・バイパス整備による交通容量の確保 ・交通の転換による現道交通の円滑化 ・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担 ・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保 などを目的に整備される道路です。 そのため蔵王榎沢線¹においては、嵩上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。 蔵王榎沢線の通過位置は、起点の国道13号交差位置やJR奥羽本線との交差位置、埋蔵文化財包蔵地、工場・事業所、住居等の立地状況を総合的に踏まえ、通過位置を計画しておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。 なお、蔵王榎沢線の整備に伴う、日照、騒音、振動障害等の影響については、事業予定者が事業実施段階において影響が少なくなるよう構造等を検討し、関係機関との調整を踏まえたくえで、地域住民へ丁寧の説明を行い、御理解を得ながら進めてまいります。 以上のことにより、本都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行ってまいります。

1 蔵王榎沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王榎沢線の略で、国道112号山形南道路のこと。

都市計画緑地について

都市計画公園の種類

種 類	内 容	箇所数
街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1カ所当り 0.25ha を標準として配置する。	141
近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当り1ヶ所を誘致距離500mの範囲内で1カ所当り面積2haを標準として配置する。	19
地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当り1カ所面積4haを標準として配置する。	3
総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当り面積10～50haを標準として配置する。	2
運 動 公 園	主として運動の用に供することを目的とする公園。	—
特 殊 公 園	風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園でその目的に即し配置する。	1
広 域 公 園 (レクリエーション都市公園)	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に都市計画公園1,000ha、うち都市公園500haを標準として配置する。	1
都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	9

※都市公園法施行令及び都市計画運用指針による分類

都市緑地（都市計画緑地）

番 号	名 称	位 置	計 画 面 積 (h a)	開 設 面 積 (h a)	当 初 決 定 年 月 日	最 終 決 定 年 月 日
9	蔵王産業団緑地	山形市蔵王松ヶ丘一丁目	3.3ha	3.93ha	平成10年4月14日	—

具体的理由書

□ 9 号 蔵王産業団地緑地 （面積約 3.3ha）

平成 10 年 4 月に都市計画決定された蔵王産業団地緑地は約 3.3ha の都市計画緑地であり、蔵王産業団地内にあることから、周辺企業で勤務する従業員等の憩いの場となっている。今般、市内の渋滞緩和を目的として国土交通省が進めている都市計画道路 3・4・30 号蔵王樺沢線の新規都市計画決定が行われることで一部区域の重複が発生することとなったため、都市公園法第 16 条第 1 項に基づき、重複する区域を削除するものである。

都市計画公園について

都市計画公園の種類

種 類	内 容	箇所数
街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1ヵ所当り 0.25ha を標準として配置する。	141
近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当り1ヶ所を誘致距離500mの範囲内で1ヵ所当り面積2haを標準として配置する。	19
地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1地区当り1ヵ所面積4ha を標準として配置する。	3
総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1ヵ所当り面積 10～50ha を標準として配置する。	2
運 動 公 園	主として運動の用に供することを目的とする公園。	—
特 殊 公 園	風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園でその目的に即し配置する。	1
広 域 公 園 (レクリエーション都市公園)	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に都市計画公園 1,000ha、うち都市公園 500ha を標準として配置する。	1
都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha 以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha 以上とする。	9

※都市公園法施行令及び都市計画運用指針による分類

近隣公園

番 号	名 称	位 置	計 画 面 積 (h a)	開 設 面 積 (h a)	当 初 決 定 年 月 日	最 終 決 定 年 月 日
3・3・15	蔵王松ヶ丘公園	山形市蔵王松ヶ丘一丁目	1.0ha	1.0ha	平成10年4月14日	—

[公園の種別と名称の取り扱い]

名 称：名称は番号及び公園名とする。番号の付し方 区分・規模・一連番号

○・○・○○○

区 分：2 街区公園 3 近隣公園 4 地区公園 5 総合公園 6 運動公園
7、8 特殊公園 9 広域公園

規 模：2 1ha 未満のもの 3 1ha 以上4ha 未満のもの 4 4ha 以上10ha 未満のもの
5 10ha 以上50ha 未満 6 50ha 以上300ha 未満のもの 7 300ha 以上のもの

一連番号：当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。

具体的理由書

□ 3・3・15号 蔵王松ヶ丘公園 （面積約1.0ha）

平成10年4月に都市計画決定された蔵王松ヶ丘公園は約1.0haの近隣公園であり、蔵王産業団地内にあることから、周辺企業で勤務する従業員等の憩いの場となっている。今般、市内の渋滞緩和を目的として国土交通省が進めている都市計画道路3・4・30号蔵王樺沢線の新規都市計画決定が行われることで一部区域の重複が発生することとなったため、都市公園法第16条第1項に基づき、重複する区域を削除するものである。

山形市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成3年条例32号〕、一部改正〔平成11年条例50号〕

(設置)

第2条 この市に、山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

追加〔平成3年条例32号〕

(審議事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(組織)

第4条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成3年条例32号・7年31号〕

(専門委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(幹事及び書記)

第8条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べるができる。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり政策部において処理する。

一部改正〔昭和46年条例16号・50年5号・56年39号・平成3年32号・20年42号・30年77号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月20日条例第16号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。（以下略）

附 則（昭和50年3月20日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月22日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成3年3月26日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の山形市都市計画審議会条例第3条第2項第2号の規定により現に委嘱されている委員の任期満了に伴い、当該委員の後任委員として委嘱される者の任期は、この条例による改正後の山形市都市計画審議会条例第4条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成7年6月28日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

- 2 改正後の第4条第1項に基づいて新たに委嘱された委員の任期については、同条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成11年12月24日条例第50号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第77号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

山形市都市計画審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会条例（昭和44年市条例第32号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 会長は条例第7条第1項に規定する審議会の会議（以下「会議」という。）の招集をするときは、当該会議が開催される2週間前までに、委員に対して開催の日時、場所及び審議事項等を明示した通知を行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じ、その暇がないときは、この限りでない。

(委員の参集)

第3条 委員は、前条に定める通知を受けたときは、当該通知に従い、会議に参集するものとする。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(仮議長)

第4条 委員の任期満了後、最初に行われる市長が招集する会議において会長を選任するときは、委員の互選により仮議長を選任し、当該仮議長が、会長の選任までの議事を進行するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第29条第1項の規定に基づき、原則として公開するものとする。

2 会議の公開の方法その他必要な事項は、会議の公開に関する実施要領(平成10年12月1日施行)の定めるところによる。

(傍聴定員等)

第6条 会議の傍聴定員は、5人以上10人以内とする。

2 会議の会場には、前項の傍聴定員に対応する一般傍聴席のほか、報道機関に対応する報道席を設けるものとする。

(傍聴手続等)

第7条 傍聴の受付は、会議の開始30分前から開始予定時刻までに行うものとする。この場合、審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、傍聴受付簿（別記様式）に所定の事項を記載するよう要請するものとする。

2 審議会は、一般傍聴者の傍聴に係る傍聴要領（別紙）を定め、会場内の秩序維持を図るものとする。

3 審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、当該会議で用いる資料と同様の資料を配布するよう努めるものとする。

(採 決)

第8条 会議に諮られた議案の採決は、挙手によるものとする。

(議事録)

第9条 審議会において議事録を作成し、議長及び議長の指名した2人以上の委員が署名するものとする。

(議事録等の閲覧)

第10条 閲覧に供するため、公開された会議の議事録及び当該会議で用いた資料を、審議会終了後、まちづくり政策部まちづくり政策課窓口に備え付けるものとする。

2 前項に定める議事録等の閲覧は、当該会議を行った日の属する年度からその翌年度末までとする。

(関係者の出席)

第11条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めるものとする。

(情報セキュリティポリシー)

第12条 本審議会の情報セキュリティポリシーは山形市セキュリティポリシーに準ずるものとする。

2 情報セキュリティポリシーに基づく管理体制は次のとおりとする。

(1) 統括管理者は、会長がその任に当たる。

(2) 保護管理者はまちづくり政策部まちづくり政策課長がその任に当たる。

3 情報資産に係る事故等が発生した場合の連絡体制は別図のとおりとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行する。

附 則

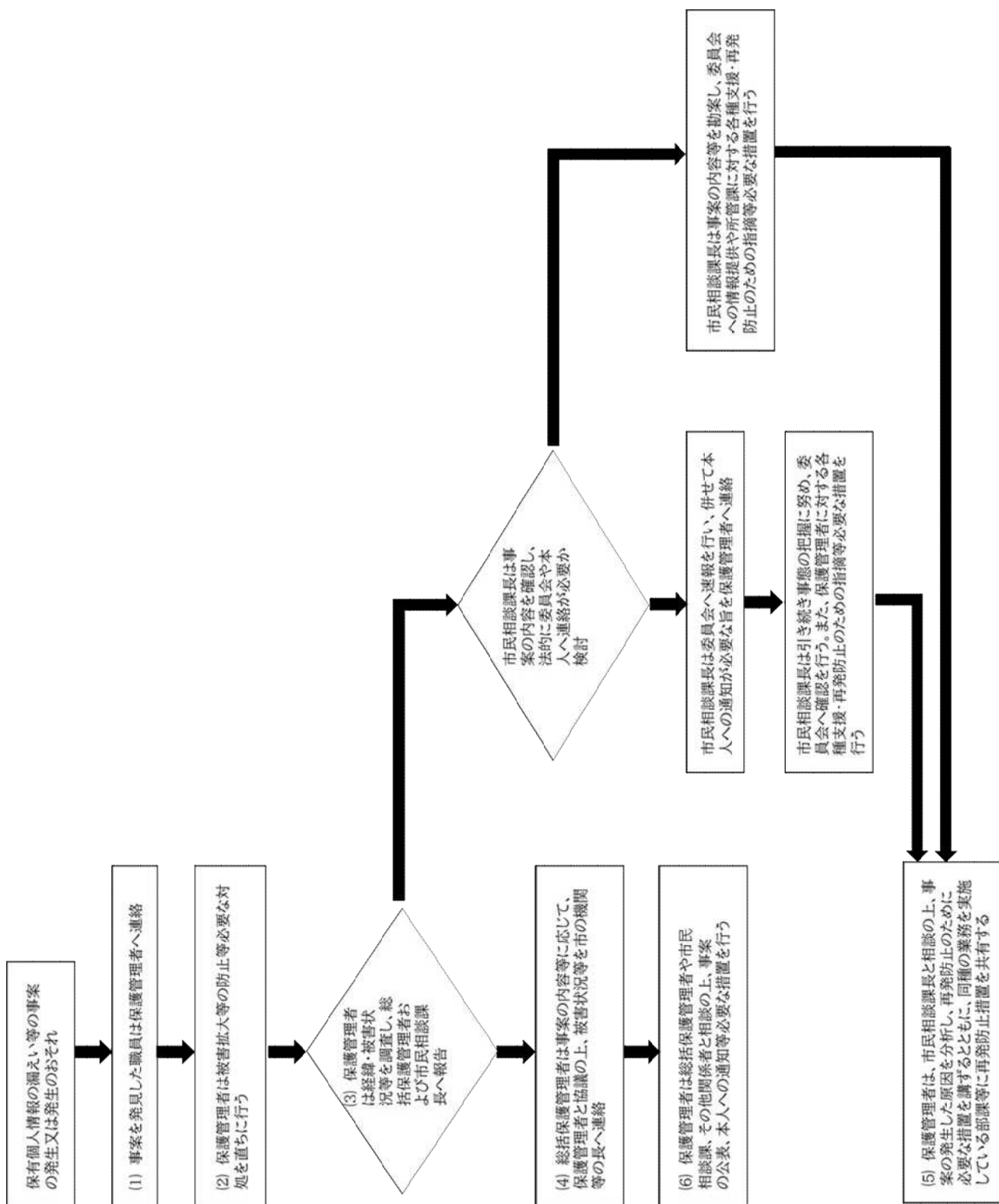
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。



山形市都市計画審議会幹事会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の事務を処理するための組織の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この市に、山形市都市計画審議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 幹事会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 審議会に提出する資料の作成その他審議会の運営等に関すること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2の規定によるこの市に対する都市計画の決定又は変更の提案に関すること。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、幹事及び書記をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 幹事長 まちづくり政策部長
- (2) 幹 事 まちづくり政策部都市政策調整監（兼）都市整備部都市政策調整監、企画調整部長、商工観光部長、農林部長、都市整備部長、上下水道部長、企画調整課長、公共交通課長、産業政策課長、ブランド戦略課長、農政課長、まちづくり政策課長、まちなみデザイン課長、建築指導課長、公園緑地課長、道路整備課長、河川整備課長、道路維持課長及び上下水道部経営企画課長
- (3) 書 記 まちづくり政策部まちづくり政策課の課長補佐（係長の職を兼務する者を除く。）、都市計画係長及び同係員

(幹事長の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、その議長となる。

(関係者等の出席)

第7条 幹事会は、関係者又は学識経験者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、まちづくり政策部まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

山形市都市計画審議会委員名簿

第1号委員（市議会議員）				
氏名				備考
安	久	津	優	
佐	藤	清	徳	
高	橋	昭	弘	
渋	江	朋	博	
第2号委員（知識経験を有する者）				
氏名				備考
三	浦	秀	一	東北芸術工科大学
高	澤	由	美	山形大学
姥	浦	道	生	東北大学
宮	舘	照	彦	山形市自治推進委員長 連絡協議会
平	吹	和	之	山形県建築士会
柿	崎	喜世	樹	山形県弁護士会
山	口	範	夫	山形商工会議所
斎	藤	一	美	山形農業協同組合
遠	藤	紀	江	山形市農業委員会
板	垣	信	廣	山形県宅地建物 取引業協会山形
鈴	木	美	香	山形県保育協議会
峯	田	益	宏	株式会社山形新聞社
森	田	裕	介	国土交通省 山形河川国道事務所
阿	部	喜	彦	山形警察署

【任期 令和7年6月30日まで】

山形市都市計画審議会幹事名簿

職 名	氏 名	備 考
まちづくり政策部長	渡 邊 俊	幹事長
まちづくり政策部都市政策調整監 (兼)都市整備部都市政策調整監	熱 海 裕 章	
企 画 調 整 部 長	伊 藤 哲 雄	
商 工 観 光 部 長	高 橋 清 真	
農 林 部 長	吉 原 仁	
都 市 整 備 部 長	佐 藤 秀 弘	
上 下 水 道 部 長	佐 藤 政 己	
企 画 調 整 課 長	関 口 貴 宏	
公 共 交 通 課 長	宮 城 友 嘉	
産 業 政 策 課 長	片 桐 道 徳	
ブランド戦略課長	高 橋 大	
農 政 課 長	渡 邊 俊 和	
まちづくり政策課長	大 沼 功	
まちなみデザイン課長	佐 藤 一 大	
建 築 指 導 課 長	鑑 水 政 一	
公 園 緑 地 課 長	田 村 信 博	
道 路 整 備 課 長	芦 野 知 明	
河 川 整 備 課 長	齋 藤 慎 次	
道 路 維 持 課 長	高 橋 芳 昭	
経 営 企 画 課 長	須 藤 克 弘	